

第4次

隠岐の島町地域福祉活動計画

2023年 3月

社会福祉法人 隠岐の島町社会福祉協議会



はじめに

隠岐の島町社会福祉協議会では、2018年3月に第3次隠岐の島町地域福祉活動計画を策定し、「みんなが支えあう あたたかいまちづくり」を基本理念として、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域づくりに取り組んでまいりました。

しかし近年、虐待やDV、引きこもり、貧困や8050問題、ダブルケアやヤングケアラーなど、多方面からの包括的な支援を必要とする方々が増加しており、生活課題は複雑かつ多様化しています。

併せて、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域における住民相互の支え合いやつながりの希薄化、地域での孤立化など、地域を取り巻く状況も大きく変化しました。

こうした状況を踏まえ、隠岐の島町社会福祉協議会では誰一人取り残さない共生社会の実現に向けて、隠岐の島町総合保健福祉計画等の関係諸計画とも連携した「第4次隠岐の島町地域福祉活動計画」を策定いたしました。

今後は、基本理念である「みんなが笑顔 支えあいのまちづくり」を目指し、住民の皆さまをはじめ、地域福祉に関わるあらゆる団体と連携して計画を進めてまいりますのでご理解とご協力、ご参加をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提案をいただきました策定委員の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力いただきました住民の皆さま、関係機関の皆さまに心よりお礼申し上げます。

隠岐の島町社会福祉協議会
会長 吉田 義隆

目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 地域福祉活動計画とは	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の策定体制	2
5. 計画の期間	2

第2章 隠岐の島町の現状と課題

1. 人口と世帯の推移	3
2. 少子高齢化の現状	4
3. 介護保険の認定状況	5
4. 障害者手帳所持者の推移	6
5. 生活保護世帯数の推移	7
6. アンケート調査等や資料からみる現状・課題と計画の方向性	8

第3章 計画の実施に向けて

1. 計画の基本的な考え方	9
2. 計画の体系	10
3. 実施計画	
基本目標1 互いに助け合うつながりづくり	
① 活動に参加しよう	11
② 居場所を作ろう	12
③ いざという時に備えよう	13
基本目標2 安心して暮らせるしくみづくり	
① 困った時に相談しよう	14
② いろいろな団体と協力しよう	15
③ 情報を共有しよう	16
基本目標3 ふくしを支えるひとづくり	
① 元気に過ごそう	17
② ふくしの人材を育てよう	18

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制	19
2. 計画の進行管理	19

参考資料

策定委員名簿	19
事業説明・用語集（抜粋）	20
会議の経過	21
設置要綱	22

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

隠岐の島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、「第3次隠岐の島町地域福祉活動計画」を、2018年度からの5ヶ年計画として定め、『みんなが 支えあう あたたかい まちづくり』の実現に向けて、住民主体の地域福祉を推進してきました。

しかしこの間も、家庭や地域での支え合いやつながりの希薄化、生活課題の多様化・複雑化、社会的孤立や生活困窮世帯の増加など、地域社会は変容の一途をたどっています。また、長く続く新型コロナウイルス感染症の影響もあり、人と人とが距離をとり、つながる機会を減らすことが求められました。

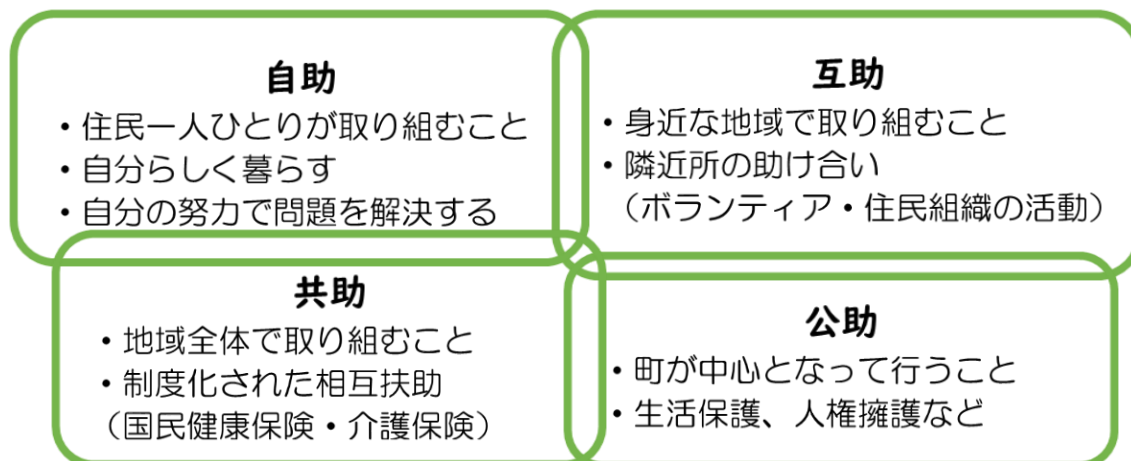
地域で安心して生活していくためには、サービスの充実のみならず、人や地域をつなぐを再構築し、地域の誰もがお互いに助け合い・支え合うことが大切です。

第4次隠岐の島町地域福祉活動計画（以下、「本計画」という。）は、安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指し、地域住民や関係機関と連携を図り、今後の地域福祉づくりの指針とするため策定するものです。

2. 地域福祉活動計画とは

住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を運営する者がお互いに協力して策定する、地域福祉の推進を目標とした活動・行動計画という性格をもつものです。

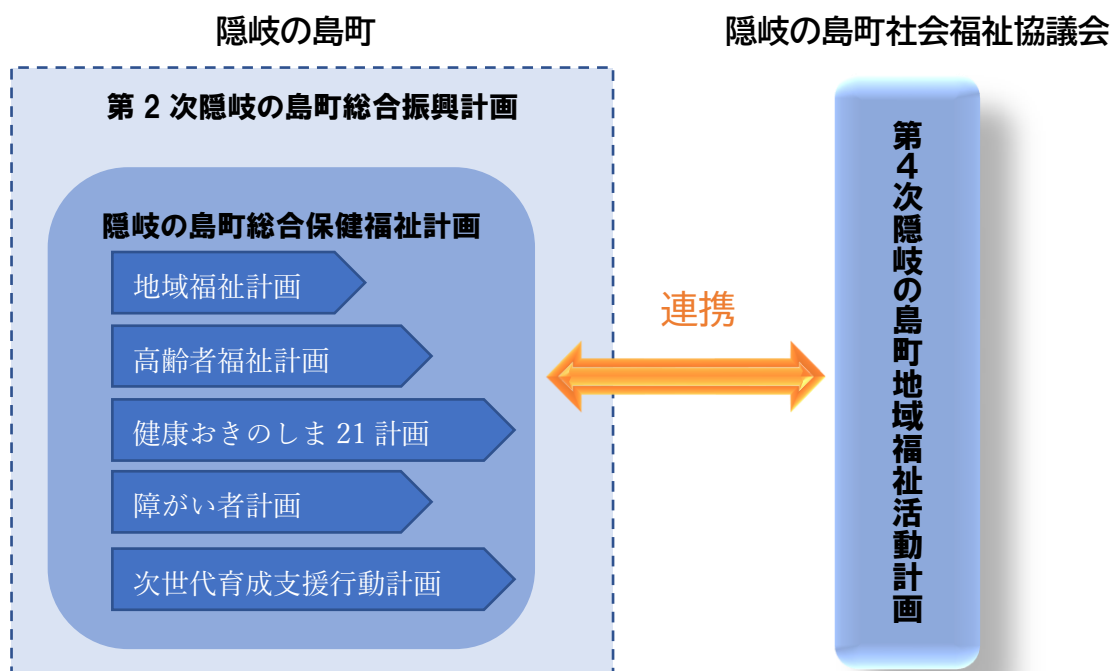
地域福祉を推進するために大切な視点



3. 計画の位置づけ

本計画は、地域の住民の皆さんや、ボランティア団体、NPO 団体などを中心に、関係機関と協働し、地域福祉を推進することを目的とした行動計画です。

また、隠岐の島町が策定した隠岐の島町総合保健福祉計画との関係性を保ち連携・調整を図りながら取り組みを推進していきます。



4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、関係機関・団体の代表などで構成する策定委員会を設置し、審議を行いました。また、住民の皆さんからの意見を計画に反映させるため、自治会区長向け地域活動調査結果を活用し、地域活動団体を対象とした住みよいまちづくりアンケート調査を行いました。

5. 計画の期間

本計画の計画期間は2023年から2027年までの5ヶ年とします。

第1次計画：2007年～2011年

第2次計画：2012年～2017年

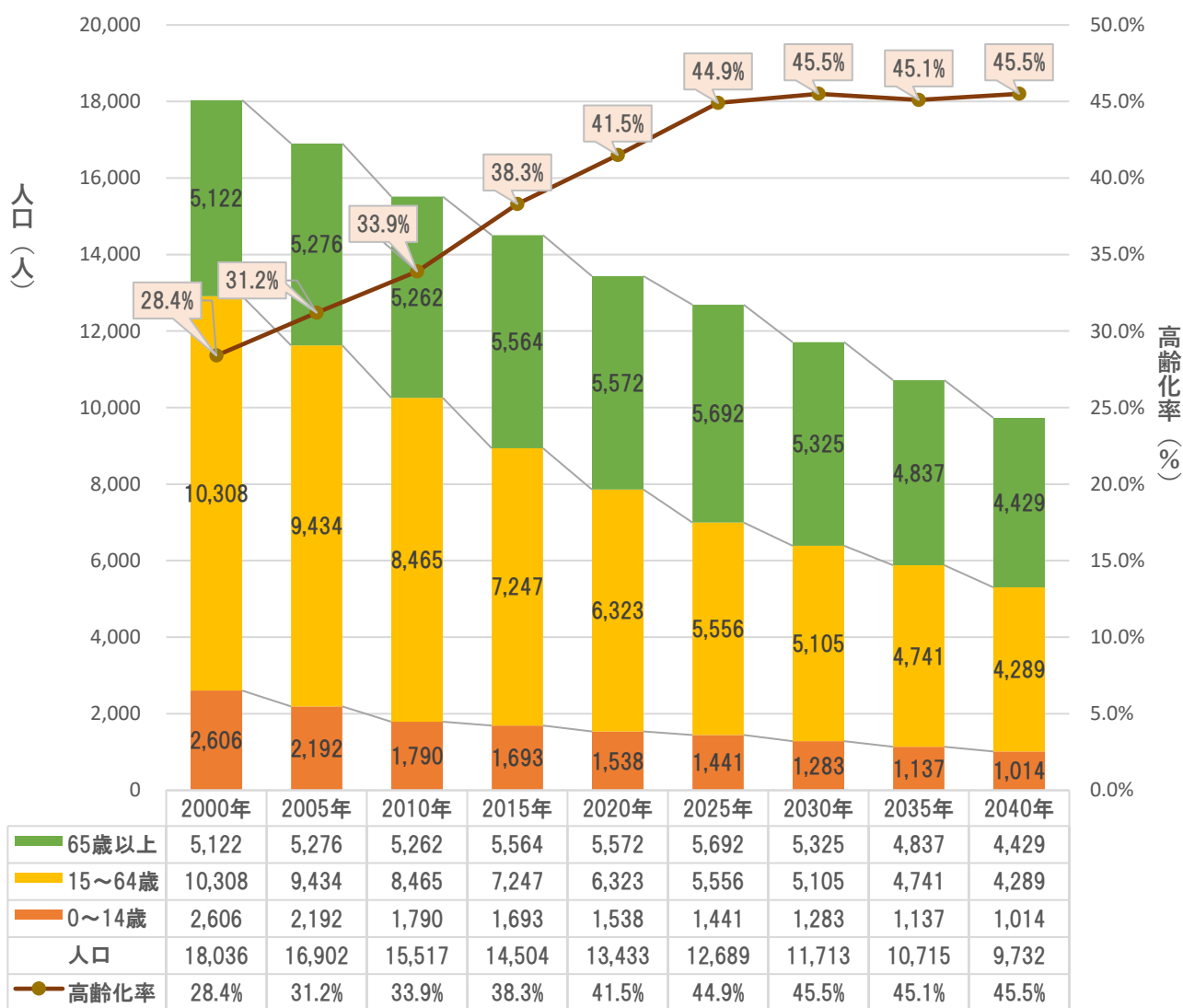
第3次計画：2018年～2022年

第2章 隠岐の島町の現状と課題

1. 人口と世帯の推移

人口は年々減少しており、合併後の2005年には16,902人でしたが、2025年には12,689人になると予測されます。年齢別では、年少人口（14歳以下）と主に労働力の中心となる年代の生産年齢人口（15～64歳）の減少が著しく、今後も人口減少が続くと予測されています。2025年には、生産年齢人口1人が65歳以上1人を支える時代となることが予測されます。

年齢別人口と高齢化率の推移

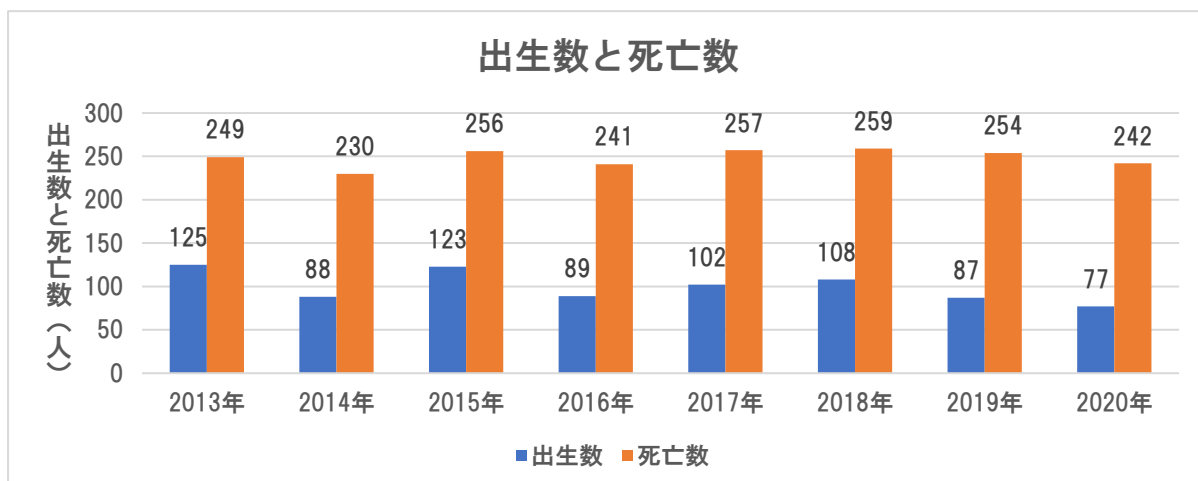


出典：人口推計（総務省統計局）

2. 少子高齢化の現状

■出生数と死亡数の推移

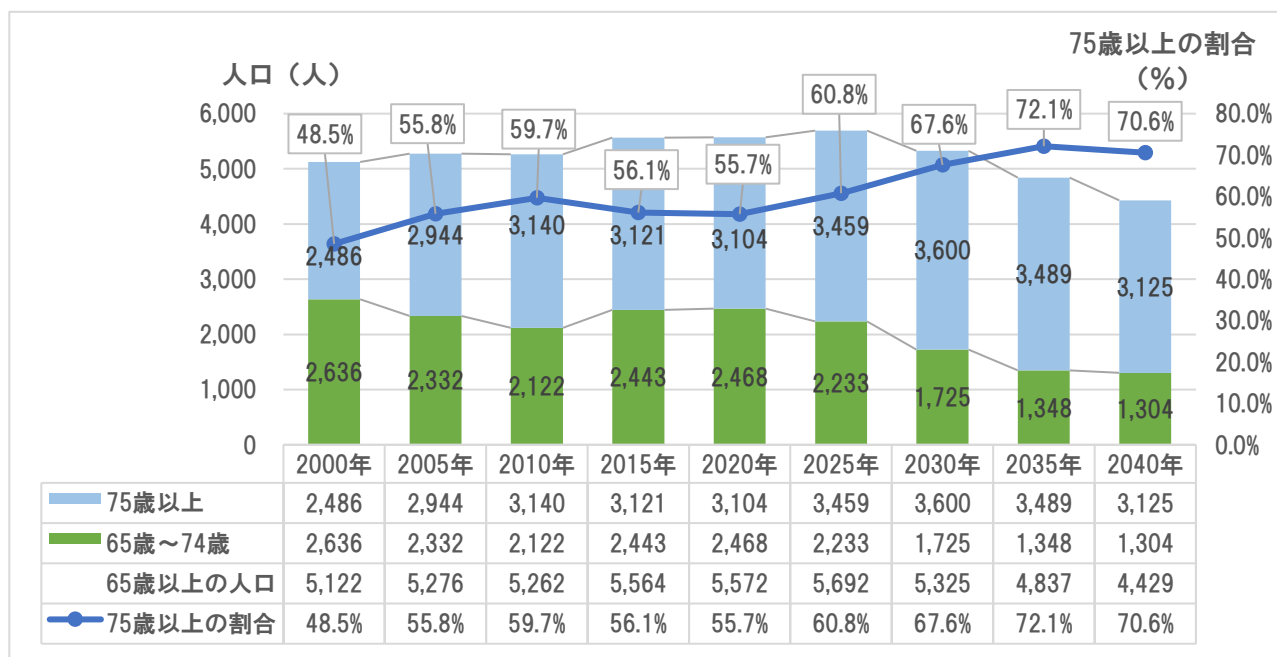
隠岐の島町では、出生数は近年減少しており、2019年からは100人を下回っています。近年の出生数と死亡数を比較すると、毎年約150人の人口が減少しています。



出典：人口推計（総務省統計局）

■高齢者のうち 75 歳以上の割合

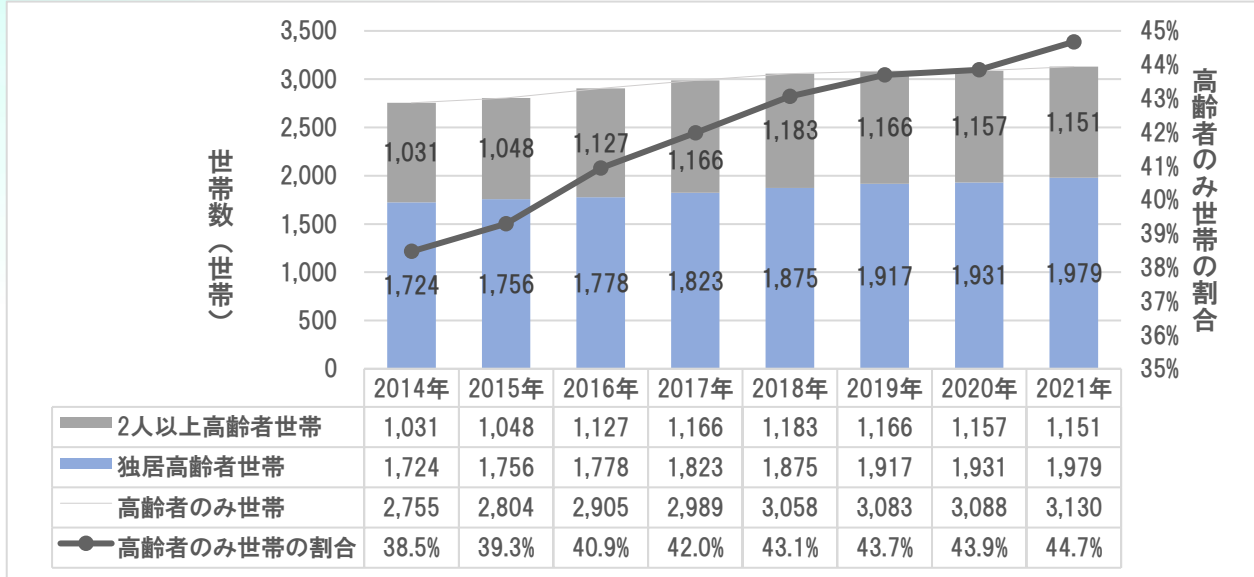
高齢者数は2020年をピークに緩やかに減少しますが、75歳以上の後期高齢者の割合が増加していくと予測されています。2035年には65歳以上の高齢者のうち、75歳以上の方が約7割を超えると予測されています。



出典：人口推計（総務省統計局）

■独居高齢者世帯

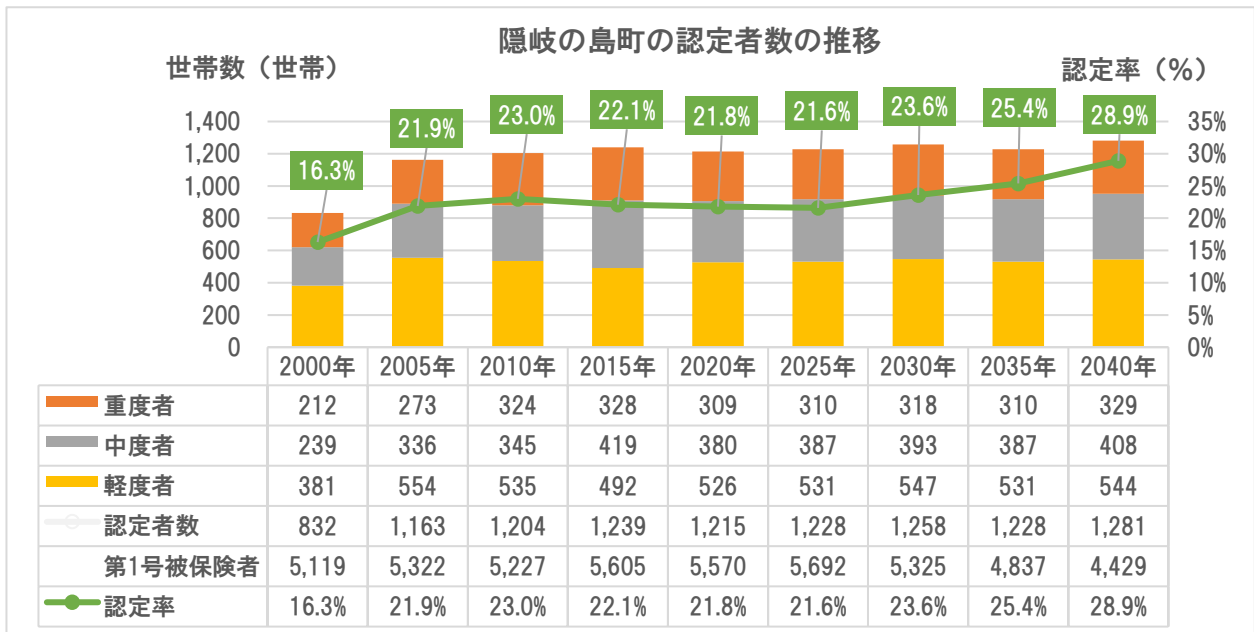
世帯全体における高齢者のみの世帯の割合は年々増加しています。特に、独居高齢者は年々増加しており、家族形態の多様化やライフスタイルの変化などにより、今後も独居高齢者は増加していくと予測されます。



出典：隠岐の島町 町民課

3. 介護保険の認定状況

介護保険の認定率は後期高齢者の増加に伴い増加する見込みとなっています。今後、日常生活に支援が必要な方が増え、在宅で生活する認定を受けた要支援者・要介護者が増えると予想されます。



出典：第8期隠岐広域連合介護保険事業計画を基に隠岐の島町社会福祉協議会が作成

4. 障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者は減少していますが、療育手帳及び精神保健福祉手帳所持者が微増しています。特に 65 歳以上が増加しており、今後、障がいのある高齢者が増加することが考えられます。

療育手帳（人）

		2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
合計		198	202	202	206	206	208
年齢	18 歳未満	21	21	22	22	22	23
	18 歳～64 歳	152	155	151	151	146	143
	65 歳以上	25	26	29	33	38	42
等級	A	79	76	73	74	73	73
	B	119	126	129	132	119	135

精神障害者保健福祉手帳（人）

		2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
合計		104	116	120	117	126	132
年齢	18 歳未満	1	1	1	2	3	1
	18 歳～64 歳	71	77	77	78	84	91
	65 歳以上	32	38	42	37	39	40
等級	1	35	39	39	34	37	47
	2	59	63	66	72	74	66
	3	10	14	15	11	15	19

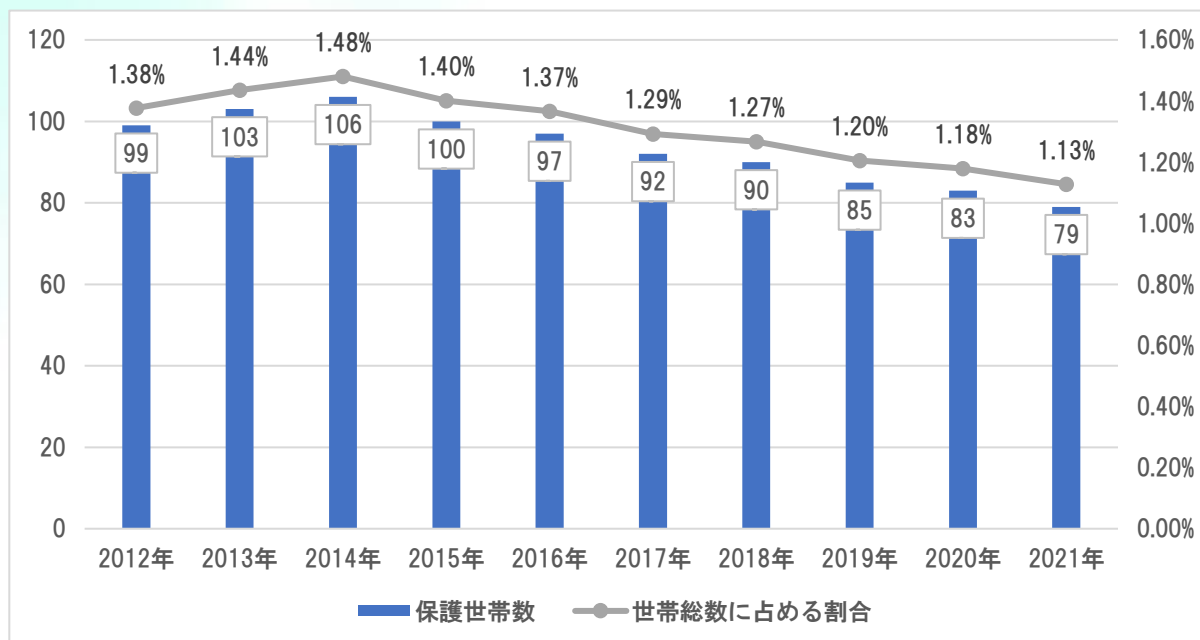
身体障害者手帳（人）

	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
合計	919	821	807	802	770	738

出典：島根県立心と体の相談センター 業務概要

5. 生活保護世帯数の推移

生活保護世帯は人口減少に伴い、2014年をピークに年々減少しています。
世帯全体に対する割合は大きく変化していません。



出典：隠岐の島町 町民課

6. アンケート調査等や資料からみる現状・課題と計画の方向性

自治会区長への調査より

- ・感染症により活動が停滞している。
- ・感染症対策を講じながらの実施が難しい。
- ・地区活動への関心低下。
- ・つながりや地域関係の希薄化。
- ・人口及び世帯減により活動の維持が困難。
- ・自治会役員の高齢化、後継者不足。
- ・子どもや若い世代が少ない。
- ・活動資金が不足。

ボランティア・サロン団体への調査より

- ・感染症により活動が出来なくなった。
- ・活動の参加者及び担い手の高齢化。
- ・新しい参加者が入らない。
- ・情報が得られない。
- ・将来的に移動が困難になる。
- ・困りごとを抱えた人がいる。

生活支援コーディネーターによる生活課題及び意識調査より

- ・日常生活に不便な事はあっても今は困っていないという人が多い。
- ・特に70～80歳代を中心に近隣の見守りや声かけの習慣がある人が多い。
- ・見守る側なら良いが見守られる側にはなりたくないという意見が多い。
- ・どの地域でも大なり小なり近隣のつながりや集まりはある。
- ・頼みごとやちょっと助けてを言える人は少ない。
- ・高齢になるにつれ各種広報誌等から情報を得るのが難しい。
- ・旧村圏域では集落内の移動である程度生活が成り立つという人が多い。
- ・「誰かの役に立ちたい」という意識を持っている人が多い。

自治会区やボランティア団体ともに運営や活動のリーダーとなる人材が不足、高齢化しています。また、新型コロナウイルス感染症も重なり、地域活動への関心の低下、地域のつながりの希薄化などが進んでいると考えられ、地域活動の継続に大きく影響しています。

地域に暮らす全員が地域の一員として役割を持ち、誰もが自分らしく安心して暮らせるよう、今一度、地域課題を整理し解決していく仕組みづくりを行う必要があります。

一方で、身近な暮らしのエリアでは、見守りや声かけ、毎日の集まりなど支え合いの姿も多く存在し、住民同士のつながりが残っています。

本計画では、住民同士で互いに支え合う地域の力を高め、関係機関や行政とつながり、誰もが笑顔で暮らしていける隠岐の島を目指します。

第3章 計画の実施に向けて

1. 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

みんなが笑顔 支えあいのまちづくり

地域課題が多様化する中、人口減少や少子高齢化が進み、地域内での孤立化や人間関係の希薄化が進んでいます。しかし、暮らしの生活エリアでは、「自分に出来ることをしたい」と地域の力になってくれる住民の方々がたくさんいます。

それらの活動を支援し、この島に住む人みんなが地域の一員として支え合いながら、笑顔で暮らしていけるよう、この基本理念を定めました。

2. 基本目標

基本目標 1 互いに助け合うつながりづくり

家族や地域でつながりを持ち、互いに助け合う関係づくりを目指します。

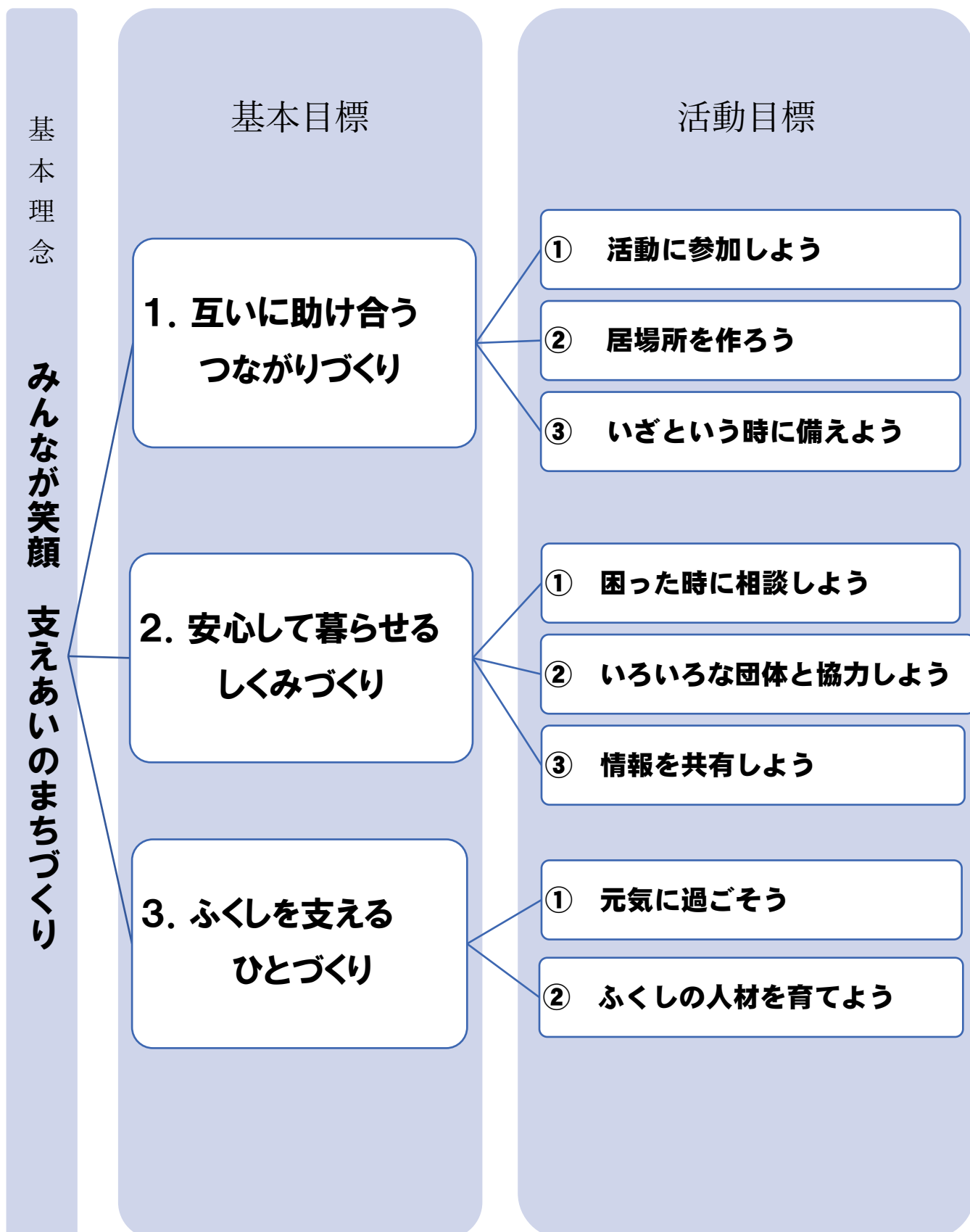
基本目標 2 安心して暮らせるしくみづくり

必要な情報が住民に届き、困りごとが気軽に相談できるような仕組みを整えます。相談支援体制及び権利擁護体制を強化し、安心して暮らせる地域を目指します。

基本目標 3 ふくしを支えるひとづくり

地域で活躍できるリーダーを育て、福祉を支える人材を育成します。

2. 計画の体系



3. 実施計画

基本目標1 互いに助け合うつながりづくり

活動目標① 活動に参加しよう

人口減少や少子高齢化が進む中、地域のつながりの希薄化が進んでいます。また、独居世帯も増加し、家族形態も大きく変わってきています。誰もが住み慣れた地域で笑顔で過ごすためには、地域内での顔の見える関係づくりが必要です。

誰もが福祉を身近に感じられるよう、福祉について考えたり学ぶ機会を作り、互いに助け合う地域づくりを支援します。

【 具体的な取り組み 】

社協の取り組み

地域住民の地域福祉活動への関心を高めるため、自治会区等で実施する、見守り・生活支援・防災・子育て支援などの活動を推進します。特に、地域内での支え合い活動を重点的に支援します。

また、共同募金委員会と連携し、地域課題の解決のために地域活動団体が活用できる助成事業を実施します。

【主な事業】

- ・地域福祉推進事業（自主防災、生活支援等組織化支援含む）
- ・生活支援コーディネーター業務
- ・救急医療情報キット整備事業
- ・共同募金委員会での助成事業の活用

一人ひとりや地域でできる取り組み

- ・ご近所であいさつをしよう。
- ・声をかけ合って地域の行事に参加しよう。
- ・役場や社協が行う福祉の講座などに参加しよう。



基本目標1 互いに助け合うつながりづくり

活動目標② 居場所を作ろう

近年ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、地縁組織への意識の希薄化や地域での集いの場が減少しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行により、地域活動が停滞し、住民が一堂に会す機会が減少しました。

しかし、誰もがいきいきと暮らすためには、人と人がつながる居場所が必要です。子どもや高齢者、障がいのある方、子育て中の方など、誰もが参加、活動でき、誰もが気軽に立ち寄れる居場所づくりを支援します。

【 具体的な取り組み 】

社協の取り組み

高齢者サロンや子育てサロンなど、暮らしに身近な地域での集いの場を支援します。また、生活困窮世帯や虐待事案の増加から、子どもの居場所づくりを支援し、地域全体で子どもを育てる機運を高めます。

また、当事者団体やボランティア団体の活動や、障がい者の余暇活動支援など、町内全域で行われる活動の場を支援します。

【主な事業】

- ・ サロン活動推進事業
- ・ 障がい者支援事業
- ・ 子育て支援事業
- ・ 福祉活動用具貸出事業

一人ひとりや地域でできる取り組み

- ・ 自分の趣味や特技を活かして活動の場に参加しよう。
- ・ 公民館や集会所を気軽に集まれる場にしよう。
- ・ 自治会区や団体で出来ることから活動を再開しよう。



基本目標 1 互いに助け合うつながりづくり

活動目標③ いざという時に備えよう

自然災害はいつどこで起こるか分かりません。日頃から準備をしておくことでいざというときに行動できます。災害発生時に、迅速に行動ができるよう、災害支援体制の整備やボランティアの育成に取り組みます。

また、災害のみならず、病気や事故など環境の変化で生活状況が一変することもあります。いざという時にも安心して暮らせるよう、日頃からの備えについて啓発します。

【 具体的な取り組み 】

● 社協の取り組み

災害ボランティア講座を開催し災害時に活躍できる人材を育成します。また、迅速に災害ボランティアセンターを設置・運営出来るよう体制を整備します。また、日本赤十字社や関係機関と協力し、防災に関する研修等の活動を支援します。

併せて、日常生活での病気や事故等、もしもの時に備えて家族や親しい知人と話をしておく等の意識啓発も行います。

【主な事業】

- ・ 災害ボランティアセンター体制整備事業
- ・ 救急医療情報キット整備事業
- ・ 移送車両無償貸与事業
- ・ 日本赤十字社隠岐の島町分区業務

● 一人ひとりや地域でできる取り組み

- ・ 避難場所を調べておこう。
- ・ 災害時に持ち出すものを用意し、早めの行動をしよう。
- ・ 家族や親しい知人と、もしもの時の話をしておこう。
- ・ 自治会区で早めに避難場所を開設しよう。



基本目標 2 安心して暮らせるしくみづくり

活動目標① 困った時に相談しよう

近年、家族間や地域でのつながりの希薄化や社会的孤立や貧困世帯の増加など、地域の課題は多様化、複雑化しています。また、1つの世帯がたくさんの問題を抱えている場合や当事者が問題と感じていない場合もあります。

困りごとを抱えた方を早期に発見するため、引き続き訪問支援に努め、相談者に寄り添いながら支援する相談体制づくりを目指します。

【 具体的な取り組み 】

社協の取り組み

今後も独居高齢者や障がいのある方は増加すると予測されます。本町の後見受任件数は年々増加しており、在宅での日常生活の支援が必要な方が多くなっています。今後も増え続けるニーズに対応するため、権利擁護体制を強化し「中核機関」の受託を検討します。また、各種研修会などを行い担い手育成に取り組めます。

【主な事業】

- ・ 中核機関の受託に向けた検討
- ・ 総合相談事業
- ・ 自立相談支援事業
- ・ 日常生活自立支援事業
- ・ 緊急資金貸付事業
- ・ 入居債務保証事業
- ・ 法人後見事業

一人ひとりや地域でできる取り組み

- ・ 困った時に相談できる人を作ろう。
- ・ 民生児童委員に相談しよう。
- ・ 役場や社協の相談先を知っておこう。



基本目標 2 安心して暮らせるしくみづくり

活動目標② いろいろな団体と協力しよう

相談者の抱える課題を解決するためには、様々な関係機関や専門職との連携・協働が必要不可欠です。行政をはじめ、介護や福祉分野のみならず、司法分野や警察関係者などの専門機関と役割分担を図り、受け止めた相談や地域課題の解決に向けて、関係団体で連携します。

【 具体的な取り組み 】

社協の取り組み

あんしんセンターには多種多様な相談が寄せられています。
寄せられた相談の解決に向けて、行政をはじめ医療機関や福祉事業所、弁護士や司法書士、警察関係者などの専門機関と連携し、役割分担を図り、課題の解決に取り組みます。
また、住民の身近な存在である民生児童委員協議会とも密に連携を取り合い、個別支援と併せ地域課題の解決に向けた地域づくりを支援します。

【主な事業】

- ・ 後見ネットワーク事務局業務
- ・ 民児協連絡推進事業
- ・ 老人クラブ連合会との連携

一人ひとりや地域でできる取り組み

- ・ 困っている人がいたら役場や社協に相談するよう声をかけよう。
- ・ 地域にある事業所や団体と協力しよう。

基本目標 2 安心して暮らせるしくみづくり

活動目標③ 情報を共有しよう

障がいのある方や高齢者の方は、情報の取得が難しく、行政や社協などの広報媒体の情報が届かず、制度やサービスの利用につながらない場合があります。今後 75 歳以上の高齢者が増えることが予測されており、きめ細やかな情報発信が求められます。

住民の皆さんや地域活動団体、関係機関等にスムーズに情報を届け、暮らしの安心につながるような広報公聴に取り組みます。

【 具体的な取り組み 】

社協の取り組み

社協広報誌は、住民の皆さんを始め、各機関や団体とをつなぐ貴重な広報媒体です。地域課題の解決に結びつくような記事や各種福祉サービスの情報などを掲載し、多くの方が親しみやすく読みやすい広報誌となるよう努めます。また、本会ホームページではリアルタイムな情報発信に努めます。

さらに、自治会区向けの定期便を発行し、地域活動を促進するための広報公聴機能を強化します。

【主な事業】

- ・ 広報啓発事業
- ・ ホームページ運営事業
- ・ 地域福祉推進事業（自治会区向けお知らせ便の発行等）

一人ひとりや地域でできる取り組み

- ・ 広報誌などに目を通して情報を得よう。
- ・ 自治会区の集まりなどで情報を共有しよう。



基本目標3 ふくしを支えるひとづくり

活動目標① 元気に過ごそう

住み慣れた地域で暮らし続けるには、まずは住民一人ひとりが自身でできる健康づくりに取り組むことが大切です。また、社会参加が健康づくりに効果的と言われており、いくつになっても役割をもち、地域活動に参加することが大切です。

地域の中で子どもから高齢者まで誰もが、地域の担い手として活躍できるような意識醸成や人づくりに取り組みます。

【 具体的な取り組み 】

社協の取り組み

行政や公民館等と協働し、健康づくりをはじめ、地域の中で活躍できる人材を育成する研修会等を実施します。

また、暮らしの困りごとを解決していつまでも住み慣れた場所で暮らし続けるため、暮らしに役立つサービスや制度をまとめた情報誌を作成します。

また、高齢者が生涯現役で活躍できる場としてシルバー人材センター事業を推進します。

【主な事業】

- ・生活支援コーディネーター業務（くらしのべんり帳の発行）
- ・シルバー人材センター事業
- ・各種表彰事業

一人ひとりや地域でできる取り組み

- ・毎日会話をしよう。
- ・毎日適度な運動をしよう。
- ・自治会区で健康教室や楽しめる企画をしよう。



基本目標3 ふくしを支えるひとづくり

活動目標② ふくしの人材を育てよう

現在、本町の福祉や介護の現場では慢性的な人材不足となっています。学校や地域での福祉教育を推進し、将来の福祉を担う人材を育成します。

また、障がいのある方も地域で安心して暮らしていくため、あいサポーターを育成し、誰もが共に生きる地域づくりを推進します。関係機関と協働し、地域で活躍できる担い手育成に取り組みます。

【 具体的な取り組み 】

社協の取り組み

学校や地域での福祉の学び合いを推進します。特に、福祉施設や事業所の職員を講師として派遣し、介護の基礎的講座を行う福祉教育を推進します。

また、福祉サービス事業所を対象に職員向けの研修会を実施し、人材育成や定着に向けた取り組みを推進します。

また、自治会区や地域活動団体等でリーダーとなる担い手を育成するため、関係機関と連携して研修会等を実施します。

【主な事業】

- ・福祉教育推進事業
- ・福祉人材育成事業
- ・あいサポート運動推進事業
- ・職員研修の充実

一人ひとりや地域でできる取り組み

- ・暮らしの中で自分ができることを毎日しよう。
- ・地域の中で役割を持とう。



第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画は、広報誌やホームページなどのさまざまな方法で周知に努めます。また、概要版を作成し、住民や自治会区、各団体にお届けします。計画の進行については、地域住民や自治会区、地域福祉活動団体等と協働して計画を推進します。また、関係機関とも連携し計画の推進に努めます。

2. 計画の進行管理

社会情勢は常に変化しており、進捗状況を把握しながら事業の見直しを行い、計画の実効性を保ちます。

各活動目標の達成等の検証をはじめとした評価を行い進捗管理を行います。

参考資料

策定委員名簿

No	役職	氏名	所属等
1	委員長	角 脇 一 夫	隠岐の島町共同募金委員会 副会長
2	副委員長	堤 章	隠岐の島町民生児童委員協議会 会長
3	委員	石 橋 史 子	北方かがやきサロン 会長
4	委員	出 川 博 康	隠岐の島町老人クラブ連合会 会長
5	委員	広 江 和 彦	隠岐の島町 保健福祉課付住民福祉担当課長
6	委員	藤 野 実	隠岐広域連合 介護保険課 課長
7	委員	藤 野 雅 栄	社会福祉法人わかば 障がい福祉サービス事業所あじさい所長
8	委員	松 田 康 弘	隠岐地区老人福祉施設研究協議会 会長
9	委員	村 上 勝	隠岐の島町社会福祉協議会 事務局長
10	委員	吉 田 輝 美	隠岐の島町保育研究会 会長

※敬称略

※正副委員長以下 50 音順

事業説明・用語集（抜粋）

事業名・用語	内容概要
地域福祉推進事業	自治会・区をはじめ様々な社会資源との連携・協働を通じて、地域が抱える課題に対して住民が取り組む活動への支援を行い、みんなで支えあう住みよいまちづくりを推進する。
生活支援コーディネーター業務	高齢者の暮らしの困りごとや地域課題を把握しながら社会資源や地域のつながりで課題の解決を図り、安心して生活できる体制づくりを推進する、生活支援コーディネーターを配置する。
救急医療情報キット整備事業	自治会区を通じて「救急医療情報キット」を配布し、在宅生活を送る方々の安心づくりを促進するとともに、地域での見守りや支え合い活動に取り組むきっかけづくりとする。
移送車両無償貸与事業	隠岐の島町における「夜間福祉移送サービス確保事業」を受託する事業者に対し福祉車両を貸与し、高齢者や障がいのある方の外出・通院を支援する。
自立相談支援事業	相談者の生活状況を把握し、課題の整理を行いながら継続的な支援を行う。また、関係機関との連携を図りながら相談者の自立に向けた支援を行う。
日常生活自立支援事業	判断能力に不安のある方を対象として、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理、重要書類の預かり等を実施する。
入居債務保証事業	保証人が確保できないために賃貸住宅への入居が困難な方に対する債務保証を行い、住宅確保を支援する。
法人後見事業	意思決定が困難な方の判断能力を補うため、本会が後見人等になり、財産管理、身上監護等を実施する。
福祉人材育成事業	町内の福祉サービス施設等に勤務している方を対象に、福祉サービス職員として必要な知識や技術を得て福祉の向上を図ることを目的に研修会等を実施する。
あいサポート運動推進事業	多様な障がいの特性や必要な配慮等を理解し、日常生活の中でちょっとした手助けを行う県民運動であるあいサポーター運動を推進する。
中核機関	権利擁護支援が必要な方の早期発見や相談対応、本人の意思決定を重視した成年後見制度の利用等、地域での権利擁護を推進する上で、地域連携ネットワークの中核となる機関。

会議の経過

開催日	内 容
2022年 6月2日	<第1回委員会> ○正副委員長の互選 ○諮問 ○事務説明 ・計画策定の基本的な考え方 ○協議・意見交換 ・「住みよいまちづくりアンケート調査」について
6月22日 ～7月8日	「住みよいまちづくりアンケート調査」
7月27日	<第2回委員会> ○アンケート調査分析結果について ○第4次計画素案協議
10月4日	<第3回委員会> ○第2回策定委員会修正案について ○パブリックコメントについて
10月7日 ～11月25日	パブリックコメントの募集 ・社協通信 87号 ・ホームページ ・エルクール（生活情報発信アプリ） ・社会福祉センター窓口 ・隠岐の島町お知らせ便
2023年 1月6日	<第4回委員会> ○パブリックコメントの募集結果について ○第4次隠岐の島町地域福祉活動計画（案）について ○答申

第4次隠岐の島町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域福祉を計画的、効果的に推進することを目的に「第4次隠岐の島町地域福祉活動計画（以下「第4次計画」という。）」を策定するため、第4次隠岐の島町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 この委員会は、委員10名以内で構成する。

2 前項の委員は、次の各号の中から会長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体の役職員
- (2) ボランティア団体等の関係者
- (3) 行政機関の職員
- (4) 隠岐の島町社会福祉協議会の役職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

3 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から第4次計画を策定したときまでとする。

2 ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務福祉課地域福祉係において処理する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、委員長が委員に諮り定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月2日から施行する。
- 2 この要綱による最初の委員会は、第5条の規定に関わらず本会会長が招集する。
- 3 この要綱は、第4次計画の策定をもって、その効力を失う。



社会福祉法人 隠岐の島町社会福祉協議会

〒685-0027

島根県隠岐郡隠岐の島町原田 396 番地

電話 08512-2-0685 FAX 08512-2-4517

E-mail info@oki-fukushi.net

URL <https://www.oki-fukushi.net>

